

みてみりん掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民や企業、NPO等(以下、「市民等」という)によるオープンデータの活用促進のために設置したデジタルサイネージ及びウェブサイト等(以下、「みてみりん」という)に市民等が発信する情報を掲載すること(以下、「情報掲載」という)に関して必要な事項を定め、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(情報掲載の対象者)

第2条 情報掲載ができる市民等は、豊橋市の魅力を広くPRできる者及び広告主(豊橋市広告掲載要綱第2条に規定する広告主をいう。)並びにその他市長が適当と認めた者に限る。

(情報掲載の範囲)

第3条 情報掲載は、市が実施する他の事務及び事業に支障を及ぼさない範囲内で行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、情報掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に当たるもの
- (6) 個人の氏名を広告するもの
- (7) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものその他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) みてみりん設置場所に係る関係者の承諾を得られないもの
- (10) 対価を得て作成しているもの。ただし、広告掲載(豊橋市広告掲載要綱第2条に規

定する広告掲載をいう。)を除く

- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する情報として適当でないと市長が認めるもの
(情報掲載の取消し)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、情報掲載を取り消すことができる。

- (1) 掲載期間が一定期間を過ぎたとき
(2) 情報掲載を行う内容が第3条第2項又は第3項に定める基準に違反することとなったとき
(3) その他特に情報掲載が適当でないと認められるとき
(市民等の責任等)

第5条 情報掲載に関する一切の責任は、市民等が負うものとする。

- 2 第三者から情報掲載に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、市民等の責任及び負担において解決するものとする。

(委任)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。